## 役員·評議員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆずの木の役員・評議員等の報酬について定める。

#### (定義)

- 第2条 役員とは、理事及び監事をいう。
  - 2 常勤役員とは、専ら法人本部及び各施設で法人業務を行うために週3日以上の職務に従事する 者をいう。
  - 3 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
  - 4 評議員等とは、評議員、評議員選任・解任委員をいう。
  - 5 報酬とは、業務執行の対価として支払われる金銭をいう。

### (役員報酬額)

- 第3条 役員報酬は、すべての役員の報酬の合計額が、3000万円を上限とする。
  - 2 理事の報酬の合計額は、2960万円とする。
  - 3 監事の報酬の合計額は、40万円とする。

#### (報酬の取扱基準)

- 第4条 役員・評議員等の報酬の取扱は、次の基準を設ける。
  - 1 常勤理事

事業運営功績、役員採用の経緯、法人の経理状況等を勘案の上、評議員会での決定に基づき、 別表、常勤理事報酬表による報酬を支払う。

2 非常勤理事

理事会・評議員会の会議に出席したとき、その他法人業務に携わったとき、次の額を支払う。

1回 4時間以内 15,000 円、4時間以上 30,000 円

法人の会計等の重要な業務に関する事務を直接行ったとき、次の日当を支給する。

1日 4時間以上40,000円、8時間以上100,000円

3 監事

理事会・評議員会の会議に出席したとき、監事監査、その他法人業務に携わったとき、次の額を支払う。

1回 4時間以内 15,000 円、4時間以上 30,000 円

4 評議員等

評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったとき、次の額を支払う。

1回 4時間以内 15,000 円、4時間以上 30,000 円

#### (支払方法)

- 第5条 報酬の支払いは、次のとおりとする。
  - 2 常勤理事は、毎月1日に起算し、当月末日に締切、翌月末日までに支払う。
  - 3 非常勤理事・監事・評議員等については、都度支払う。

(費用)

- 第6条 費用とは、業務執行に要した交通費、宿泊費、出張中において支出した用務費等をいう。
  - 2 常勤理事には、理事会、監事監査、評議員会への出席に係る交通費、宿泊費は支払わない。
  - 3 非常勤理事、監事、評議員等については、次のとおりとする。
    - ①東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県に在住するものについては、交通費、宿泊費は支給しない。
    - ②上記以外のものについては、交通費は定額(15,000円)とし、宿泊費は実費を支給する

(その他)

第7条 この規程の実施運用の細部についての必要な事項は、理事長が定める。

(改 正)

第8条 この規程を改正する際は、評議員会の議決により行う。

### 附則

- この規程は令和2年4月1日から施行する。
- この規程を改定し令和5年4月1日から施行する。

# 常勤理事報酬表

号	支給基準額(月額)
1	400, 000 F
2	450, 000 F
3	500, 000 F
4	550, 000 F
5	600, 000円
6	650, 000 F
7	700, 000 F
8	750, 000 F
9	800, 000 F
10	850, 000 F
11	950, 000 F
12	1, 050, 000円
13	1, 150, 000円
14	1, 250, 000円
15	1, 350, 000円
16	1, 450, 000円
17	1, 550, 000円
18	1, 650, 000円
19	1, 750, 000円
20	1, 850, 000円